

広島市請負工事既済部分検査出来高算出要領

(この要領の趣旨)

第1条 この要領は、広島市請負工事検査要領第2条第2号に規定する既済部分検査における出来高算出の基本的事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 出来形

出来形部分（契約図書に基づく監督員の検査に合格した施工済み部分をいう。）及び検査済み工事材料（契約図書に基づく監督員の検査に合格した工事現場に搬入済み工事材料及び製造工場等にある工場製品をいう。）をいう。

(2) 出来高

出来形に相応する請負代金相当額をいう。

(出来高の算出)

第3条 出来高の算出は、出来形を確認し、工事設計書に基づいて行うものとする。

(出来形の確認)

第4条 出来形の確認は、次のとおりとする。

- (1) 工事材料については、工事材料検査・確認請求書（様式施－4）に記載されている検査済数量を根拠とする。
- (2) 労務については、その対象とする作業の進捗度を根拠とする。
- (3) 前各号によることが不適当な場合は、実状に応じて確認するものとする。

(出来高の算出)

第5条 出来高の算出は、次式によるものとする。

$$\text{出来高（請負代金相当額）} = \text{請負代金額} \times \frac{\text{設計出来高金額}}{\text{設計金額}}$$

設計出来高金額＝細目ごとに確認した出来形に工事設計書内訳金額を乗じて算出した設計金額相当額をいう。

2 監督員は、設計出来高金額を算出し、設計出来高調書（様式－29－1）を作成するものとする。

(委任)

第6条 様式については、都市整備局技術管理課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。